

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	Webサイト等を活用した神戸市会広報業務	市会事務局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1 ／Tel: 078-322-5853	2025年4月1日	株式会社POTETO Media 東京都港区南青山7-3-6	5,577,000	当該事業者は、若者向けの政治参加を促す広報等を専門とし、「神戸市会ナビ」の開設以降、効果的な広報提案を行い、アクセス数は増加してきている。令和7年度もWebサイト運用を通じて新コンテンツの企画や効果検証を行い、広報の進め方を検討する予定であるが、サイトは事業者が独自に設計・デザインしており、運用保守も当該事業者でなければ対応できない。これまでの実績とノウハウを踏まえ、迅速かつ柔軟な対応が可能であり、適切な事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)